

駒ヶ根市中小事業者設備投資等支援事業補助金 Q&A

1. 補助対象者・対象事業所について

No.	問	回答															
1	中小事業者の定義は。	<p>本事業でいう「中小事業者」は、中小企業基本法第2条に規定する法人または個人事業主であり、以下の資本金の額（又は出資の総額）、常時使用する従業員数のいずれかを満たすことが必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種</th> <th style="text-align: center;">資本金の額 (又は出資の 総額)</th> <th style="text-align: center;">常時使用する 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、 その他の業種</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、上記を満たしていても以下のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合。 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている場合。 <p>※大企業とは、中小企業基本法規定の中小企業者以外をいう。</p>	業種	資本金の額 (又は出資の 総額)	常時使用する 従業員数	製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	資本金の額 (又は出資の 総額)	常時使用する 従業員数															
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下															
卸売業	1億円以下	100人以下															
サービス業	5,000万円以下	100人以下															
小売業	5,000万円以下	50人以下															
2	市外に本社のある法人は、対象になるか。	駒ヶ根市内の事業所に設備投資を行う場合は、対象になります。															
3	個人事業主の住所要件はあるか。	個人事業主の方は、課税の観点から、駒ヶ根市内に住民登録がある方のみが対象になります。															
4	これから創業予定である。対象になるか。	対象外です。申請時点で、駒ヶ根市内において1年以上事業を営んでいる事業者が対象となります。															
5	市内の複数の事業所で、設備投資を考えているが、対象になるか。	対象になります。1つの申請書にまとめてご記入ください。															
6	食堂や社宅等への設備導入は、対象になるか。	対象外です。自社でご負担ください。															
7	これから設置する事業所への設備導入は、対象になるか。	制度の趣旨に合致しないため、対象外です。自社でご負担ください。															

2. 申請について

8	補助金の対象となる事業の開始時期は、いつか。	補助事業の着手可能時期（契約や発注等を行う時期）は、駒ヶ根市からの交付決定後となります。 交付決定前に着手した事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。 ※補助金の原資が税金であり、事前審査を経て適正と認められた経費のみが対象となるため。
9	事業終了時期は、いつに設定したらよいか。	設備導入後、一定期間（数カ月程度）は設備を稼働させ、その導入効果を実績報告書に記載してください。
10	他の補助金を申請しているが、同じ設備・経費について申請できるか。	本補助金と他の補助金等を重複して受け取ることはできません。特に、長野県が実施する「令和7年度補正予算 エネルギーコスト削減助成金（中小事業者向け）」や「売上高10億円突破支援プロジェクト」等の助成を受けていないこと、または受ける見込みがないことが条件になります。 後日、重複が確認された場合、返還していただきます。
11	申請後、新たに設備投資が必要になった。同一年度内で、複数回の申請は可能か。	補助上限100万円までは、複数回の申請が可能です。ただし、補助上限110万円となるのは、全ての経費を市内に本社にある事業者から調達した場合に限ります。
12	事業計画書の「定量的な効果」は、どのように記入すればよいか。	今回の設備導入により、作業時間や作業工数、作業人員、使用電力等に関する削減量や削減率、削減額等を算出していただき、事業計画書へのご記入をお願いします。目標値でも結構ですが、実績報告書では、目標として掲げた数字が、実際に達成できたかどうか、ご記入をお願いします。
13	補助金の交付は、どの時点になるか。	事業が終了し、実績報告書提出後になります。概算払いはできませんので、補助金交付までの間の経費支払いについては、自社でのご負担をお願いします。

3. 補助対象設備・経費について

14	補助対象経費は、どのようなものか。	補助対象経費は、次の通りです。 ①設備購入費 ②設置工事・導入費 ③技術支援費 ④撤去・処分費（実績報告時、マニフェスト等必要）
15	既存設備の撤去・処分を行う場合に、条件等はあるか。	実績報告時に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は家電リサイクル券、フロンガス回収証明書等の添付が必要となります。処分業者の都合によりマニフェストが発行されない場合には、処分事業者による証明書（様式任意）を添付してください。

16	補助対象経費に、消費税を含めてよいか。	消費税は対象外です。消費税を除いて、補助対象経費を算出してください。
17	対象の設備や経費かどうか、確認してもらえるか。	申請前に事前にご相談いただければ、一緒に確認が可能です。
18	既存設備の修繕や更新は、対象になるか。	対象外です。自動化や省力化、省エネなどに効果のある更新や、機能アップに繋がる更新は対象になりますが、既存設備の同等品への単純な更新は、対象外です。また、修繕も対象外です。
19	対象経費の総額が10万円未満の場合、対象になるか。	対象外です。今回の補助事業は、補助対象経費の総額が10万円（税抜）以上のものが対象です。
20	リースやレンタル、サブスクリプション、保守サポート等は、対象になるか。	今回の設備投資に合わせて新たに契約するものであり、令和8年度の事業実施期間中の経費であれば、対象になります。使用料が、月額払い・年払いのいずれの場合も、交付決定後、最大で令和9年2月分までが対象です。ただし、実績報告期限（令和9年2月26日(金)）までに支払いが完了しない経費は、対象外です。支払い完了分までを経費としてください。また、令和9年3月分以降は、対象外となりますので、自社でご負担ください。※申請以前から既に契約済みのものも対象外です。
21	中古品は、対象になるか。	中古品の場合、以下の理由により対象外です。 ①性能値を客観的に検証することが困難であるため。 ②新品とは異なり、中古品は型式、年式、コンディションが1台ずつ異なり、価格の妥当性の判断が難しいため。 ③短期間で故障するリスクがあり、今回の事業の目標値を達成できないリスクがあるため。
22	パソコンやタブレット、プリンター、複合機、スマートフォン、汎用性の高いソフトウェアは、対象になるか。	汎用性の高い機器及びソフトウェア（文書作成ソフト、表計算ソフト等）は、対象外です。自社でご準備ください。 ※「汎用性の高い機器・ソフトウェア」とは、どの業種でも広く使用され、様々な用途に転用の可能性があるものを指します。
23	3Dプリンターを導入し、工場内の工具置き場等を整備し、業務改善や効率化を図りたい。対象になるか。	「定量的な効果」を算出でき、事業計画書に明記できる場合には、当初稼働に必要な材料費も含め、対象になります。対象になるか迷われる場合には、事前にご相談ください。
24	既存システムやソフトウェアのバージョンアップ、アップデート費は、対象になるか。	今回の設備投資の目的達成に不可欠な機能追加等を含むバージョンアップは、対象となりますが、単純な最新化やアップデート等は対象外です。
25	コンサルタント費は、対象になるか。	例えば、DXを目的とした、新たなシステムの導入やその設計に関するアドバイス、セットアップ・初期設定、操作説明等に必

		<p>要なコンサルタント費、専門家への報酬等は、対象になります。</p>
26	自動車等の車両や重機は対象になるか。	<p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」、「ソフトウェア」、「電気通信施設利用権」に係る経費が対象です。「車両及び運搬具」に係る経費は対象になりません。</p>
27	設備の導入や設置に伴う、建物の改修、整備工事、基礎工事等は、対象になるか。	<p>本事業で新たに導入する機械装置等と一体的に捉えられる（設置場所に固定等）など、軽微なものを想定しており、補助対象経費の5分の1以内に限り対象となります。5分の1を超えるものは、対象外です。自社でご負担ください。</p>
28	エネルギーコスト削減コースにおいて、想定している設備は何か。太陽光パネル等の発電設備は対象になるか。	<p>想定する設備は、事業活動に必要不可欠であり、設置工事等を伴う以下の設備です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①照明設備 ②空調・換気設備（エアコン、ボイラー等） ③冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫等） ④給湯設備 ⑤加熱設備（業務用オーブン等） ⑥建物付属設備（二重サッシ等） <p>※冷蔵・冷凍設備のみ設置工事不要でも可。 ※太陽光パネル等の発電設備や電気自動車、空気清浄機やアロマディフューザー等は、趣旨に合致しないため、対象外です。 自社でご負担ください。</p>
29	エネルギーコスト削減コースにおいて、設備の新設は対象になるか。	<p>設備の新設は、対象外です。 既存設備の更新により、エネルギーコスト削減が見込めるもののみが対象です。</p>
30	エネルギーコスト削減コースにおいて、設備の「更新」とはどのような定義か。	<p>「更新」とは、既存設備と同種の機械等への入れ替えによりエネルギーコスト削減を目指すものに限り、例えば冷蔵庫の代わりに、エアコンを購入するなど、別の種類の設備購入は、制度の趣旨と合わないため、対象外です。</p>
31	既存設備が古く、カタログがない。消費電力等が確認できないが、どうしたらよいか。	<p>工事の施工業者や製造メーカー、販売会社等に消費電力等を確認し、事業計画書の記入と根拠資料の添付をお願いします。</p>
32	既存設備を下取りに出す場合は、どうしたらよいか。	<p>下取り額・売却益がある場合は、対象経費から控除してください。</p>
33	既に購入済みのものは、対象になるか。	<p>補助金の交付決定前に、購入・設置したものは対象外です。 ※補助金の原資が税金であり、事前審査を経て適正と認められた経費のみが対象となるため。</p>

34	自社で製造する製品、取り扱う商品等を導入・設置する場合、対象になるか。	利益を排除した経費（仕入原価等）が明らかになる根拠資料をご準備いただければ対象になります。
35	設置工事を自ら実施する場合、申請できるか。	申請可能ですが、利益を排除した経費（仕入原価等）が明らかになる根拠資料をご準備いただければ対象になります。その場合、補助対象経費は利益を除いた設備購入費と処分費のみとなり、設置工事費は対象外です。
36	自宅兼事務所の場合、対象になるか。	事業用部分と住居部分の明確な区分が難しいため、今回の補助事業では、対象外です。 ただし、1階が店舗（不特定多数が来店）、2階が住居など、フロアが分かれており、第三者が見ても事業用部分が明確な場合には、1階の店舗部分に設置・導入する設備のみ対象になります。その場合、例えば電気料金等の契約が、自宅兼店舗となっている場合には、確定申告の割合に応じた対象経費率となります（電気使用料の8割を確定申告している場合、補助対象経費も8割で計算）。
37	賃貸物件または賃借物件への設備投資は、対象になるか。	申請者（費用負担者）自身にとって、生産性の向上やエネルギーコスト削減等に結び付く設備投資のみが対象です。 申請者と受益者が異なるなどの場合は、対象外です。（例：入居者がエネルギーコストを負担する賃貸物件のエアコン等を、不動産賃貸業者（大家）が更新等を行う場合は、対象外）。

4. その他

38	申請時の見積書と、実際の支払金額が変わってしまった。どのようにしたらよいか。	変更申請書の提出が必要です。明細の分かる書類（請求書等）をご準備いただき、商工観光課工業係にご相談ください。なお、交付決定額以上の交付はできません。
39	設備の設置が実績報告期限（令和9年2月26日（金））までに間に合わない場合は、どうなるか。	実績報告期限（令和9年2月26日（金））までに、対象設備の設置と支払いが完了し、実績報告書を提出していただくことが条件になります。万が一間に合わない場合には、補助金を交付できません。
40	受け取った補助金は課税対象となるか。	課税対象となります。詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。
41	設置後の現地確認や調査はあるか。	補助金交付要綱に基づき、必要に応じて現地確認や帳簿の調査等をさせていただく場合があります。その際は、ご協力をお願いします。